

袋井あやぐも学園袋井市立袋井中学校 いじめ防止基本方針

令和5年4月20日改定

1はじめに

この袋井市立袋井中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律71号（以下「法」という））第13条の規定並びにいじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月（以下「ガイドライン」という））及び静岡県いじめの防止等のための基本的な方針（平成26年3月）に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

2 いじめの防止等のための基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは「生徒が一定の人間関係のある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となつた生徒が心身の苦痛を感じているもの」である。

したがって、いじめか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

(2) いじめの構図

いじめはどの生徒にもどのクラスにも起こり得るものであり、また、だれもが被害者にも加害者にもなり得るという認識をもつ。いじめには「加害者」「被害者」の他に、面白がってはやしたてる「観衆」、周辺で暗黙の了解を与えていたる「傍観者」が存在する。「傍観者」の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れることが、いじめの未然防止・早期解決につながる。

(3) いじめに対する職員のとらえ

いじめの認知については、いじめの認知こそが対策のスタートラインであるととらえ、できる限り初期の段階で認知し、対応するという姿勢をもつことが重要である。

いじめ防止のため、職員は学級や学年、部活動での生徒にとって安全・安心な「居場所づくり」に努めるとともに学校が生徒たちにとって「絆づくり」の場となることを意識し、「傍観者」の中から多くの「仲裁者」が現れるような環境をつくっていく。もし、いじめが起きたときは「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で、組織的に解決を図る。

また、学校として特に配慮が必要な生徒については日常的に、配慮を必要とする生徒の特性を踏まえた適切な支援及び指導を、組織的に行う。

特定の職員がいじめに係る情報を抱え込み、袋井中学校生徒指導委員会（場合によっては、袋井中学校いじめ防止対策委員会）に報告を行わないことは、法律に反する行為ということを共通認識する。いじめの疑いの場合も含めて、速やかに袋井中学校生徒指導委員会（場合によっては、袋井中学校いじめ防止対策全体会）での情報共有と対策を講じる必要がある。

(4) いじめに対する生徒のとらえ

生徒は、特別活動や道徳科などの授業だけでなく、日々の学校生活を通して「いじめは絶対にしてはいけないこと」という考えをもつとともに、生徒主体の活動を積極的に展開し、「袋井中からいじめをなくしていこう」とする雰囲気を全体でつくっていく。

3 いじめ防止等のための校内組織

(1) 袋井中学校生徒指導委員会（運営委員会兼いじめ対策委員会）

① 構成員

校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、各学年主任、特別支援学級主任、事務主幹、特別支援コーディネーター

② 活動内容

ア 生徒の人間関係及びいじめなどの問題行動に関する情報交換と共通理解、いじめ有無の判断

イ 「教育相談事前アンケート」の共通理解

ウ 学校基本方針の確認と検討

エ 学校基本方針の確認と検討

③ 開催時期

原則として毎週火曜日の1校時に定期開催するが、必要に応じて隨時開催する

(2) 袋井中学校いじめ防止対策全体会

① 構成員

全教職員

② 活動内容

ア 「生徒理解を深める会」（年度当初）

配慮や支援が必要な生徒について資料をもとに、教職員全員での共通理解

イ 「第1・2回生活を明るくする調査」の集計結果検討（2・3学期の職員会議）

ウ 学校基本方針の検討及び変更

(3) 袋井中学校いじめ防止対策委員会

① 構成員

<校 内>校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主事、養護教諭、各学年主任、特別支援学級主任、特別支援コーディネーター

<外 部>SC、SSW、スクールサポーター、子ども支援室、市教委指導主事等

② 活動内容

いじめの重大事態（不登校重大事態・生命心身財産重大事態）について、外部の関係者も招いて、その内容や対応、方法を話し合い、より適切な対応につなげていく。

③ 開催時期

いじめの重大事態の事案発生時だけでなく、外部の関係者による対応が必要と判断された際に開催する。

4 いじめの未然防止のための取組

いじめが発生したときの事後指導よりも、いじめの未然防止を目的とした「居場所づくり」や「絆づくり」、生徒主体の活動などの魅力ある学校づくりに関わる指導に力を入れていく。

(1) 「自己有用感」の醸成、「絆」づくり、「居場所」づくり

(2) 凡事徹底（生活規範、学習規律の指導）

(3) 情報教育、人権教育、道徳教育の推進…善悪の判断力や規律意識の育成、いじめについて考え方議論する等の防止に資する活動の実施

(4) 生徒主体のいじめ防止啓発活動の実施

(5) 学校評価において、いじめの防止等の取組に係る目標の設定、その目標達成状況の評価

(6) 学校基本方針のホームページでの公表及び入学時・各年度開始時における生徒や保護者等への説明

(7) 幼小中一貫カリキュラムを活用した各園・各校の連携

5 いじめの早期発見のための取組

ささいな兆候であっても、いじめではないかと疑いをもって、早い段階からの確に関わりをもち、積極的にいじめを認知していく。

- (1) 生徒とのリレーション(信頼関係)づくり
「ステップ（生活記録）」による学級担任の生徒理解
- (2) 「教育相談事前アンケート（5月・10月）」の実施
- (3) 「安心安全アンケート（毎月）」の実施
- (4) 養護教諭・S Cへの相談（希望制）
- (5) 保護者との連携
- (6) ネットパトロールの実施 ※中学校は市教委で実施

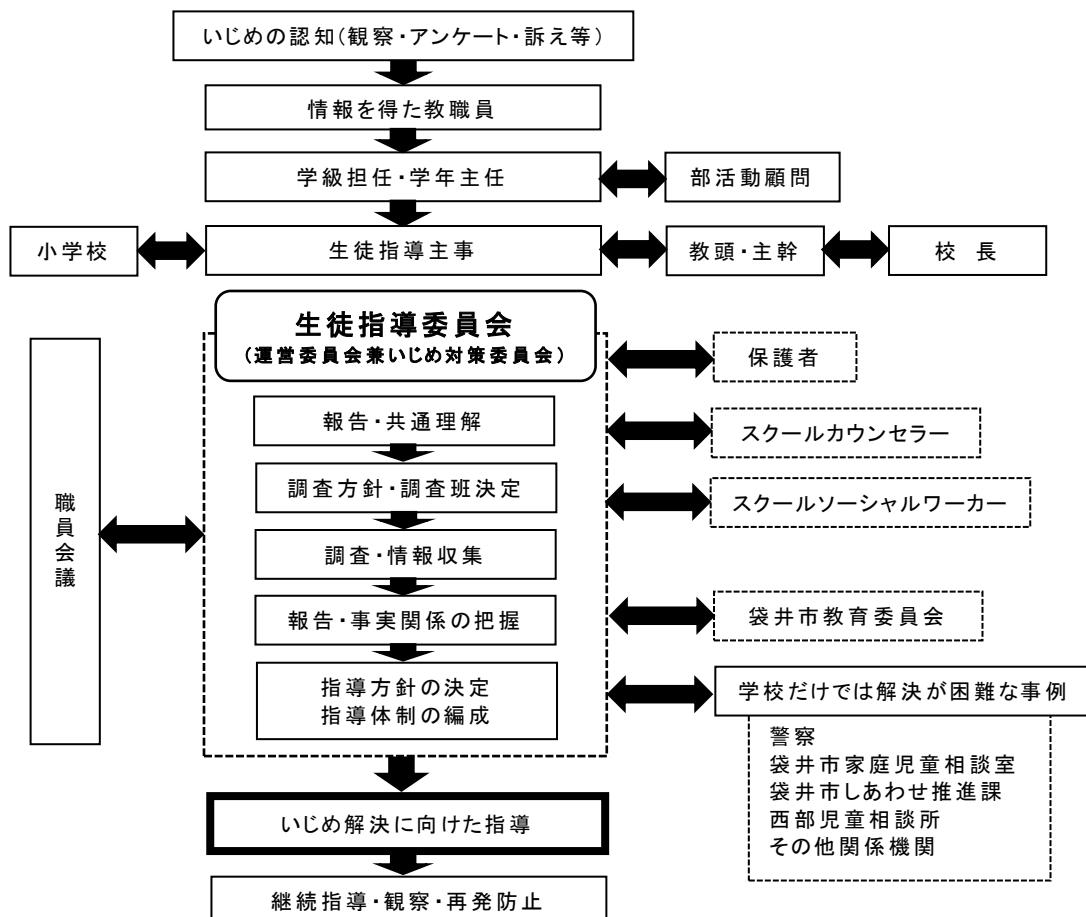
6 いじめを発見したときの対応

いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、いじめの状況に合わせて学年、学校全体で組織的に指導していく。

(1) 各段階での共通指導

- ① 管理職に報告、袋井中生徒指導委員会での共有・対策を検討する
- ② 担任・学年主任・生徒指導主事で組織的に指導する
- ③ 被害生徒への組織的配慮をする
- ④ 記録に残す

(2) いじめが起こった場合の組織的対応



(3) 重大事態とは

- ① いじめにより、生徒の生命、身体又は財産に重大に被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめが原因と疑われ、生徒が相当の期間（年間30日間を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で生徒が一定期間連續して欠席しているとき。
- ③ 生徒や保護者から、いじめが原因で重大事態に至っていると申し立てがあったとき。

(4) 重大事態への対応

- ① 重大事態が発生した旨を、管理職が袋井市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 設置した組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切に図る。
- ④ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

7 いじめの解消の判断

いじめ解消に向け努力をするとともに、被害生徒や保護者に心身の苦痛を感じていないかを確認し「もういじめられていない」「いじめは解消した」と判断できるよう、支援する。その後、3か月が経過するまでは被害・加害生徒の様子を含め、状況を注視する。

「いじめに係る行為が止んでいる」及び「被害生徒が心身の苦痛を感じていない」ことが3か月間継続していると確認できた場合、初めて「いじめは解消された」と判断する。また、「解消している」状態に至っても、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。職員間の連携・情報共有を密にし、教科担当や学年職員を中心に、担任・学年主任・生徒指導主事で声掛けや見届けを続けていく。